三監告示第 7 号

定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により本書のとおり公表します。

令和2年6月26日

三条市監査委員 長 橋 昇

三条市監査委員 捧 厚 雄

記

1 監査の対象 「定期監査結果に関する報告書」のとおり

2 監査の期間 同 上

3 監査の方法 同 上

4 監査の結果 同 上

定期監査結果に関する報告書

- 1 監査の対象 平成30・令和元年度における建設部建設課、建築課及び 上下水道課所管(分掌)事務に係る財務に関する事務の 執行状況
- 2 監査の期間 令和2年4月1日から同年6月26日まで
- 3 監査実施委員 長 橋 昇捧 厚 雄

4 監査の方法

このたび実施した定期監査は、平成30・令和元年度における財務に関する事務の執行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

5 監査の結果

事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

なお、軽微な事務処理の誤り等で特に記述すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 文書事務において、収受日付印漏れ、起案文書に決裁日の記入がない等 の事例があった。
- (2) 旅費支給及び旅行命令申請事務において、旅費の支給漏れ等の事例があった。